

【資格変更の届出】

こんなときは忘れずに届出を

次のようなときは、14日以内に届け出てください。



区分	こんなとき	届出に必要なもの	
真庭市国民健康保険に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書 (社保喪失日が判る資格連絡票・離職票でも可)	印鑑 (認め印) 本人確認書類 免許証やパスポートなど 委任状 窓口に任意代理人 (加入する本人又は世帯主 (同一世帯員を含む) 以外の方) が来られて手続きする場合は委任状が必要です 世帯主のマイナンバーが分かるもの + 異動する本人のマイナンバーが分かるもの <マイナンバーが分かるものの例> ①マイナンバーカード (写真入り) ②個人番号通知カード (写真なし、みどり色の紙製のカードでマイナンバーを通知するもの、平成27年11月頃に各家庭に総務省より送付) ③個人番号入りの住民票
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなったことがわかる証明書	
	ほかの市町村から転入したとき	ほかの市町村からの転出証明書	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書	
真庭市国民健康保険をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険証	国保保険証 (国保の脱退など異動がある方及び世帯主名や住所など保険証の記載事項が変わる方全員の保険証)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	被扶養者になった方の健康保険証	
	ほかの市町村へ転出するとき	転出する方の保険証	
	国保被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの	
	生活保護をうけるようになったとき	保護開始決定通知書	
	外国籍の人がやめるとき	外国人登録証明書	
その他	市内で住所が変わったとき		
	世帯主が変わったとき		
	氏名が変わったとき		
	世帯を分けたり、一緒にするとき		
	修学のため市外に住所を定めるとき	在学証明書	
	保険証をなくしたとき (汚れて使えなくなったとき)	汚損の場合は、汚損した保険証	

【お問い合わせ : 市民課 0867-42-1112 (FAX1319)】